

# **医療等分野における番号制度の活用等について (これまでの議論の経緯、研究会の検討事項等)**

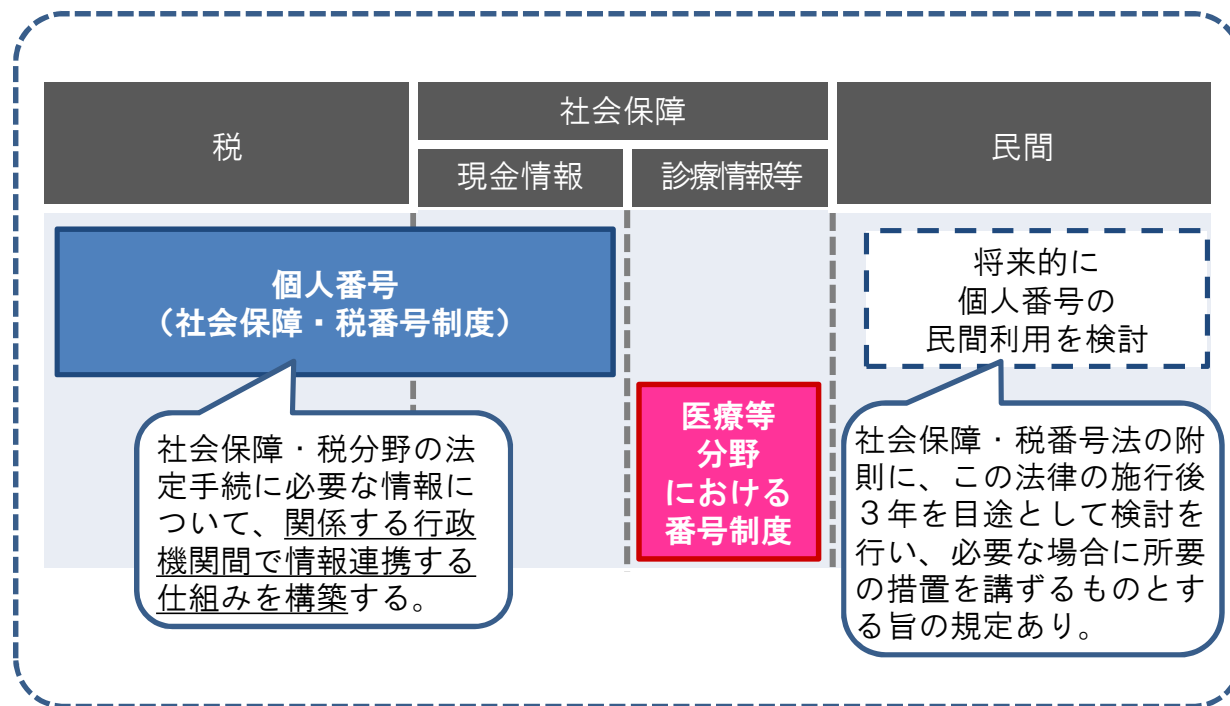
**平成26年5月**

**厚生労働省 政策統括官付情報政策担当参事官室**

# 医療等分野における番号制度の活用等について

## これまでの経緯

- 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。
- 医療機関等を情報連携対象とする医療等分野の番号制度については、平成24年4月に検討会を設置し、同年9月に報告書を取りまとめた。



(参考)「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(平成24年9月12日・「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」)要旨より抜粋

### Ⅲ. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
  - ※ 政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)については、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で、できるだけ速やかに提示し、その必要性を含め検討する必要がある。また、医療等の分野における情報の利活用と保護のための環境整備を進めることの重要性や、本検討会における議論等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。

# 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会

社会保障・税番号制度の具体的な制度設計等を踏まえつつ、医療等分野における番号の必要性や具体的な利用場面等について検討を行う。

## これまでの経緯

- 医療等分野における番号制度の活用等については、社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会の合同開催により、平成24年9月に「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」がとりまとめられた。この中で、「特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。」とされたところ。
- 一方で、社会保障・税番号制度については、平成25年5月に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)が成立し、現在、施行に向けて制度の詳細設計が行われている。

## 検討事項

- 医療等分野における番号の具体的な利用場面
- 当該番号を活用した情報連携基盤
- 当該基盤に係る技術検証並びに費用及び効果 等

## 構成員

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 構成員名簿  
(敬称略、五十音順)

飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
石川 広己	日本医師会常任理事
大道 道大	日本病院会副会長
大山 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授
貝谷 伸	全国健康保険協会理事
金子 郁容	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授
佐藤 慶浩	日本ヒューレット・パッカード(株)個人情報保護対策室室長
霜鳥 一彦	健康保険組合連合会理事
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
土屋 文人	日本薬剤師会副会長
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
馬袋 秀男	『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会特別理事
樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
南 砂	読売新聞東京本社編集局総務
森田 朗	国立社会保障・人口問題研究所長
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科医療経営政策学講座特任准教授

# 医療等分野における番号制度の活用等について

医療情報の番号制度は、

- ◇ 医療・介護ネットワークの全国規模での運用
- ◇ 個人の医療・健康情報の一元的・継続的な管理・活用
- ◇ 医学研究や医療政策等の推進の重要な手段となる



## 番号制度導入の前提

### 1. システム環境の整備

- 医療情報を全国規模でやりとりできるシステム環境、ネットワークが必要
  - そのため、医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開、医療機関のシステム整備を推進
- ※ 病院8,600・診療所170,000・薬局55,000か所

### 2. 個人情報保護

- 医療情報の利活用と保護を図るために必要な措置（個人情報保護法制全体を含めた議論に）

### 3. 国民的理解の醸成

- 番号を付した医療情報が全国規模でやりとりされることへの国民的理解



## 今後の対応

### 1. 社会保障・税番号制度の定着

※ 地方公共団体(約1,800)、医療保険者(約1,500)、国の行政機関の間で個人情報をやりとりできるシステム環境を整備するという前例のない取組

### 2. 医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開

→ IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会の「医療・健康分科会」の議論を踏まえ、関連施策を推進

### 3. 個人情報保護法の見直しに向けた議論

→ IT総合戦略本部の「パーソナルデータに関する検討会」において個人情報保護法制全体の見直しを議論。

# 医療等分野における番号制度の活用等について

## 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-（平成25年6月14日・閣議決定）＜抜粋＞

### ○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

- ・ 地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

## パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（平成25年12月20日・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）＜概要＞

### ○ 制度見直し方針の方向性

#### 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- ・ 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- ・ パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置
- ・ センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

#### 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- ・ パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、独立した第三者機関の体制を整備

### ○ 制度見直し方針の背景と方向性

- ・ 平成25年 12月 制度見直し方針案決定
- ・ 平成26年 6月 大綱決定・公表、パブリックコメント
- ・ 平成27年 1月 通常国会に個人情報保護法の改正案を提出 ※欧米を含めた諸外国の制度変更との整合性を図る

# 医療等分野における番号制度が効果を発揮するための条件整備についての考え方

- ・ 情報利活用とプライバシー保護の適切なバランスのとれた個人情報保護制度の整備、
  - ・ 番号を付した医療情報を全国規模でやりとりできるシステム環境の整備、
- があってはじめて、悉皆性・長期追跡性のある「番号」制度の整備が、医療等分野の情報化の推進につながる。

・ .ビッグデータ時代における  
パーソナルデータ利活用  
に向けた見直し  
・ プライバシー保護に対する  
個人の期待に応える見直し  
などを検討。  
→IT総合戦略本部「パーソ  
ナルデータに関する検討会」  
で議論

「番号」制度の  
整備・利用の  
効果

・ 番号の具体的な利活用場面  
・ 情報連携に関する技術的な  
検証  
・ 費用や効果  
などを検討。

個人情報  
保護制度の  
整備の効果

医療等分野の  
情報化推進

システム  
環境の  
整備の効果

・ 医療情報連携  
ネットワークの  
普及促進  
・ データ分析と  
利活用の高度化  
の推進  
・ 通信方式・用  
語・コード等の  
標準化  
・ 各種費用の低  
廉化  
などを検討。

# 医療等分野の情報化の進展により想定される効果

急性期から在宅医療介護までの機能分化と連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築に寄与するような、ICT技術を活用した医療機関間や医療機関と介護事業所との間の情報共有が全国の各地域で効率的に行われ、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

全ての医療保険者においてICTを活用した情報分析等に基づく効果的な保健事業が実現されることにより、加入者の健康増進や医療費の適正化が図られる。

社会保険制度を基盤とする大規模データについて、多角的かつ高度な分析手法が確立されることにより、医療等分野における政策がさらにエビデンスに基づいた適確なものとなり、様々な社会資源が効果的・効率的に活用される。

我が国の医療・介護制度における様々な側面において、情報利活用の基盤が整備され、情報利活用や分析の高度化を推進。これにより、様々な情報が、医療技術や医療の質の向上、医学研究の発展というかたちで国民に最大限還元。

